

口腔管理連携加算に関するお知らせ

当院では、患者さまの治療をより安全かつ効果的に進めるため、 歯科医療機関と連携しております。入院中に口腔内の問題が認められ医師が必要と判断した場合には連携する歯科医療機関をご紹介します、必要な歯科訪問診療を受けていただける体制を整えております。口腔の状態は、手術・がん治療・慢性疾患の経過など、全身の健康に深く関わっています。そのため、医科と歯科が協力し、継続的に口腔管理を行うことが重要です。

■ 対象となる患者さま

以下のような場合、歯科との連携が必要と判断されることがあります。

- 手術前後の口腔管理が必要な方
- がん治療（化学療法・放射線治療など）を受けている方
- 心疾患・糖尿病・呼吸器疾患など、口腔状態が治療に影響する可能性がある方
- 口腔機能の低下が疑われる方
- その他、主治医が必要と判断した場合

■ 費用について

歯科を受診された際には、歯科での診療内容に応じて、別途、歯科の保険診療費が通常どおり、患者さまの負担割合（1割・2割・3割）に応じて計算されます。

【連携している歯科医療機関】

① 山口歯科医院

住所：日南市吾田西3-6-5
電話：0987-22-3950

担当歯科医師：山口 雅史医師

② かわさき歯科口腔外科医院

住所：日南市天福2-4-1
電話：0987-31-0277

担当歯科医師：川崎 清嗣医師

③ 倉元歯科医院

住所：日南市星倉1-5-6
電話：0987-25-1788

担当歯科医師：仁部 郁代医師

口腔管理連携加算について

日南市の地域医療連携室を通じて、6月の診療報酬改定で口腔管理連携加算という点数が新設されたことで訪問歯科を行っている歯科医院さんから「連携して入院患者さんの口腔管理を行いませんか？」との依頼がありました。

1. 口腔管理連携加算とは

入院中の患者さんに対して、医科と歯科が連携して口腔管理を行った場合に算定できる加算（600点）です（歯科側は500点）算定出来る病棟は一般病棟のみ

2. 目的

- 誤嚥性肺炎の予防
- 手術・がん治療の安全性向上
- 慢性疾患（心不全・糖尿病・COPDなど）の治療効果の維持
- 口腔管理

3. 対象となる患者

以下のいずれかに該当する入院患者

- 手術前後の患者
- がん治療中の患者
- 誤嚥リスクが高い患者
- 慢性疾患で口腔管理が必要な患者
- 主治医が必要と判断した場合（口腔内の汚染や摂食機能低下、義歯不適合、歯周病など）

4. 算定出来る病棟

- 一般病棟のみ

5. 算定のために必要な流れ

① 当院側：歯科へ情報提供（紹介）

- 主治医が口腔管理の必要性を判断
- 歯科へ診療情報提供書を送付
※診療情報提供書（250点）+歯科医療機関連携加算1（100点）
- 患者・家族へ説明し同意を得る
- レセプト病名：誤嚥性肺炎、摂食嚥下障害、脳梗塞後遺症、歯周病、口腔乾燥症
義歯不適合、口腔内不潔など

② 歯科側：口腔評価・管理の実施

- 口腔内の評価

- 必要な口腔ケア・治療
- 医科へ結果をフィードバック

③ 医科側：情報共有の確認

- 歯科からの報告書を受領
- 診療録に記載
- 必要に応じて治療計画に反映

6. 当院に訪問診療が可能な歯科医院

- | | |
|----------------|--------|
| ① 山口歯科医院 | 日南市吾田西 |
| ② かわさき歯科口腔外科医院 | 日南市天福 |
| ③ 倉元歯科医院 | 日南市星倉 |